

各研究機関経理事務責任者 殿

文部科学省研究振興局学術研究助成課長

杉 野 剛

(印影印刷)

科学研究費補助金の適正な執行管理の徹底について(通知)

科学研究費補助金(以下「科研費」という。)の適正な執行につきましては、平素より、御尽力いただいているところですが、先般実施された会計検査院の現地検査におきまして、複数の研究機関において、「業者の納品伝票等の控えと会計事務における納品日の日付が異なっており、補助事業の実施期間を越えた、事実でない会計経理が行われている。」として、物品費の不適正な会計処理が指摘されました。

科研費では、経理事務の適正な執行について、従来より、通知や諸会議等により注意喚起するとともに、平成16年度からは、科研費に係る使用ルールを制定し、研究機関が責任を持って管理する体制を明確化したにもかかわらず、今回、このような指摘があったことは、誠に遺憾です。

ついては、今後、こうした行為が発生することがないようにするため、研究機関向け使用ルール(「科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」)を改正することとしますので、各研究機関においては、下記の事項に留意して、速やかに事務処理体制を見直すなど、適正な経理事務を徹底されるようお願いいたします。

なお、日本学術振興会の「学振機関使用ルール」についても同様の改正を行うこととしております。

記

1. 研究機関向け使用ルールの主な改正内容について

「物品費の支出(購入物品の納品検査)について」

補助事業に係る物品費の支出(購入物品の納品検査)については、以下により、適切に行うこと。

- ① 物品費の適正な執行を図るため、検収センターの設置など、納品検査を確実に実施する事務処理体制を整備すること。
- ② 物品費を支出する際には、購入物品について、会計事務職員が納品検査を行うか、適切な研究職員等を検収担当職員に任命し、必ず納品検査を行うこと。
- ③ 補助金の不適正な執行に対する疑いが生じた際、適切な納品検査が行われていない場合には、研究機関が当該補助金に相当する額を文部科学大臣に返還すること。

2. 研究者及び事務職員に対する適切な周知について

今回の会計検査院からの指摘及び納品検査の徹底に関する趣旨について、各研究機関における研修会・説明会等を通じ、研究者及び事務職員に対し周知徹底すること。

その際、使用ルールの改正に併せて、制度を解説した研究機関向け及び研究者向けハンドブックについても追加・修正し配付することとしているので、これを積極的に活用すること。

3. 研究機関における検収事務の実施体制の報告について

当分の間、科研費に応募する際、研究機関における検収事務の実施体制について、所定の様式(平成19年度科学研究費補助金公募要領を参照)に従って報告するものとする。